



北参道五右衛門のもめごと解決サポート！

漫画 / 戸城イチロ 企画 / ADRセンター+松崎優佳 (広報部)



ADRとはAlternative Dispute Resolutionの略称で、「裁判以外での紛争解決手続き」であり、「対話促進型調停」のことです。

※1 同席に応じてもらえない場合もあります。※2 特定社会保険労務士はADRのうち個別労働関係紛争にかかる業務を行うことができます。

※3 実際には当事者と相手側はもう少し離れて座ります。(最後のコマ 右側)

詳しく教えて！

Q&A



お答えするのはADRセンター
本山恭子さん 竹下克司さん



ADRでは、どのような労働問題を取り扱っているのでしょうか？

労働条件に関すること、例えば、解雇、労働条件の引き下げ、退職勧奨、出向・配置転換やセクハラ、パワハラ、マタハラ、いじめ・嫌がらせなどです。もちろん、守秘義務があり安心です。

労働局のADR、「あっせん」と何が違うのでしょうか？

「あっせん」は国によるADRで、当事者は別々に、紛争調整委員会委員に話をする仕組みになっていますから、当事者同士が顔を合わせることがありません。それに対して、当センターでは、特定社会保険労務士であり産業カウンセラーでもある調停者が、当事者同席のもと双方の気持ちやお考えをじっくりとお聴きします。当事者も自分の思いを相手に語り、相手の思いも聴くことで、双方が納得できる解決ができるようにお手伝いします。

扱えない問題はあるのでしょうか？

会社対労働組合といった集团的紛争や、解雇予告手当の不払いといった労働基準法違反事案などです。申し立ては受けられませんが、これらの件での電話や対面での無料相談は受けていただくことが可能です。

どうやって話し合いが始まるのでしょうか？

まずは対面による無料相談（1回）が利用できます。その上で、相談者の意向により申し立てが提出されますと、センターから相手方に対し申し立てがあった旨の通知を送ります。相手方は、ADRへの参加、不参加の意思表示を自由に行うことができます。相手方が参加となれば、ADRが開始され話し合いが始まりますが、残念ですが相手方が不参加の場合はそこで終了します。

産業カウンセラー協会のADRセンターを利用するメリットはなんなのでしょうか？

感情的に対立した相手と、当事者同士で話をすることは難しい場合が多いと思います。当センターでは産業カウンセラーが調停の場に入り、当事者同士が、思いや言い分を述べ、また聴くことができます。相手の考えをその場で直接聴くことにより、誤

まずはお気軽にご相談ください！

☎ 03-6434-9132 (相談無料)

(平日 9:00-17:00)



ADRセンターを
カウンセラーの活動の
リファーストとしても
ご活用ください！

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-2-12
菱化代々木ビル 4F

ADRは、労働問題の他に離婚等男女間調整の話し合いの場としてもご利用頂けます。

解が解け、歩み寄りのきっかけにもなるケースもあります。ADR後も継続して同じ企業で働く場合などは、直接のやりとりによって、その後のわだかまりを少しでも小さくできることもあるのではないかと考えています。